

■ 次期計画の策定について

- 平成30年10月に人権尊重条例を制定、同条例第2章に「多様な性の理解の推進」を規定、不当な差別的取扱いの禁止を明記
- 人権尊重条例第5条第1項に基づき、令和元年12月には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定（以下「当初計画」という。）
- 当初計画に基づき、相談・支援体制の強化などの取組を進めてきた一方、性的マイノリティ当事者は依然として生活上の様々な困難に直面

■ 当初計画における取組の考え方等

○ 基本方針

- 1 声を上げられない当事者に寄り添い、
- 2 多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、
- 3 オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。

○ 施策の柱及び取組（詳細は別紙参照）

- | | |
|--------------|---|
| I 相談・支援体制の充実 | 専門相談（電話・SNS）、若年層のための交流の場・機会提供事業 |
| II 啓発・教育の推進 | 「多様な性について知るBOOK」、企業向け無料研修 |
| III 職員理解の推進 | 「SOGIハラスメントについて知るBOOK」
「職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック」作成 |
| IV 庁内外の取組 | 庁内施策推進会議、区市町村連絡会の設置 |

■ 性的マイリティの方々をめぐる現状①

～「性自認及び性的指向に関する調査」結果（令和3年度実施）より～

○ LGBT等・性的少数者に対する施策の必要性（当事者・非当事者への設問）

- ・ 相談窓口（電話） 73.1%
- ・ 窓口対応する職員への研修・教育 72.6%
- ・ 相談窓口（SNS） 71.6%
- ・ LGBT等・性的少数者に対する不当な差別を禁止する規定の整備（条例等） 70.2%
- ・ パートナーシップ制度 66.2%

○ 評価する施策（当事者等への設問）

- ・ パートナーシップ制度 49.1%
- ・ 相談窓口（電話） 42.6%
- ・ 相談窓口（SNS） 37.3%
- ・ 不当な差別を禁止する規定の整備（条例等） 36.7%
- ・ 申請書類の性別記入欄への配慮 34.9%

■ 性的マイリティの方々をめぐる現状②
～「性自認及び性的指向に関する調査」結果（令和3年度実施）より～

○ 当事者の困難を経験

当事者層全体で33%がこれまでに困難を経験

① 周囲のリテラシー不足によって引き起こされる問題

相談相手の不在、親の無理解、差別・いじめ、職場でのハラスメント

② パートナーと法的な家族になれないことで生じる問題

職場で法的な家族と同様の福利厚生が受けられない、社会保障上の家族扱いを受けられないことによる不都合

③ 戸籍性で区別されることによる問題

トイレや更衣室の利用で望む性で施設を利用できない、宿泊を伴う行事で望む性での区分けをしてもらえない、望む性の制服を着ることができない、性別記載欄で選択すべき性に戸惑いを感じた

■ 次期計画に向けた取組の方向性

- 性的マイノリティ当事者・非当事者いずれからも、相談やパートナーシップ制度へのニーズや評価が高く、
引き続き着実かつ継続的に施策を推進していく必要

- 調査結果も踏まえ、当事者向けの施策や、広く都民に向けた啓発等の取組を充実・強化
 - ・ 当事者に寄り添った相談・支援の着実な実施
 - ・ 多様な性のあり方に関する啓発、教育等の推進
 - ・ 職員理解のための研修
 - ・ 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用、関連施策の実施 等

- 当事者や有識者等の意見、パブリックコメントの結果を踏まえ、年度末に次期計画を策定
性自認及び性的指向に関する取組を一層推進し、誰もが互いに尊重し合う共生社会を実現

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
1	東京都人権プラザにおける相談(一般相談・法律相談)	人権に関する一般相談(性自認・性的指向関係 R3.4～12:17件)と、法律的な助言を行うことを目的とした弁護士による法律相談の実施
2	都における各種相談窓口による相談受付 ※実績は、性自認・性的指向関係以外の相談も含んだ件数	庁内各局において、ひきこもり、自殺、女性、労働、教育等に関する様々な相談窓口の設置(相談窓口) 若ナビα(R3.4～R4.1:5,912件)、こたエール(R3.4～11:1,576件)、犯罪被害者のための東京都総合相談窓口(R2年度:5,389件)、性暴力救援ダイヤルNaNa(R2年度:6,014件)、都民の声(都政一般相談(R2年度:197,901件)、外国人相談(R2年度:2,402件))、個人情報保護制度に関する相談(R2年度:159件)、東京ウィメンズプラザ一般相談(R3.4～R4.1:6件(性自認・性的指向関係))、東京都ひきこもりサポートネット、東京都自殺相談ダイヤル(R3.7～11:11,273件)、東京都児童相談センター、東京都立(総合)精神保健福祉センター、東京都労働相談情報センター、東京都教育相談センター、子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京、相談ほっとLINE@東京(福祉保健局事業 R3.7～12:8,283件)
3	当事者向け専門相談窓口	平成30(2018)年10月に電話相談を開設(R3年度:242件) 令和2(2020)年7月にSNS相談を開設(週2日→R3.4から週3日)(R3年度:516件) ホームページでの発信、チラシやカードの配布等による周知
4	相談窓口間の連携	相談のうち、必要と考えられるケースについては庁内の相談窓口相互において連携・情報共有 区市町村や様々な団体とも連携しつつ、必要な社会資源へと接続 人権侵犯事件の調査救済が必要となるケース等については、東京法務局をはじめとする様々な機関を紹介
5	相談窓口職員への講習会等	相談窓口で対応を行う職員を対象に、令和2(2020)年3月に作成した「職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック」を周知 相談窓口における配慮について講習会・研修等を実施
6	当事者向け交流の場・機会の提供	自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、令和2(2020)年度から、若年層を中心とした当事者同士が、交流できる場・機会を提供するイベントを実施(R3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止)

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
7	啓発冊子の作成	啓発冊子「みんなの人権」やリーフレット「多様な「性」があること、知っていますか？」を作成 「多様な性について知るBOOK」(R2.3作成)をホームページで公表、都内の学校、企業やイベント等で配布 啓発冊子「採用と人権」を作成し、従業員30人以上の雇用保険適用事業所(約37,000事業所)に配布
8	東京都人権プラザにおける取組	展示(R2.12に常設)、セミナー等による都民等を対象とした啓発の実施
9	民生委員等への啓発	民生委員・児童委員への研修、地域人権啓発リーダーとして選任されている地区民生児童委員協議会会長への研修において啓発を実施(R3年度 動画配信による研修:受講者2,828名)
10	ヒューマンライツ・フェスタ東京における取組	平成27(2015)年度から総合的な人権啓発行事であるヒューマンライツ・フェスタ東京を開催し、様々な人権課題を取り上げた企画、展示等において、性自認及び性的指向に関する啓発を実施
11	憲法週間・人権週間行事における取組	憲法週間において、性自認及び性的指向をテーマとする人権啓発行事を開催(R1.5)
12	啓発映像の作成・配信	啓発映像「多様な「性」があること、知っていますか？」を、東京都公式動画チャンネル「東京動画」や、インターネット動画サイト等で配信(視聴回数約7,500回:R4.1末時点)

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
13	啓発・教育②	
	デジタルサイネージを活用した啓発	人権尊重条例の趣旨を広報するデジタルサイネージコンテンツを制作・掲出
14	都民向けセミナー	性自認及び性的指向に関する理解促進のためのオンライン・セミナーを実施(R3年度から:受講者289名)
15	東京2020大会開催を契機とした普及啓発	東京2020大会の開催を契機と捉え、民間団体等の取組と連携し、都民向け普及啓発活動を実施
16	人権啓発指導者養成セミナー等	東京都人権プラザにおいて、学校や企業等の教員・管理職等を対象に、理解促進に向けた啓発を実施
17	事業者向け研修等	民間企業の人事・採用担当者等を対象とした無料研修を実施し、受講企業自らが「LGBTフレンドリー宣言」を行い、これを東京都がホームページで公表することを通じて、事業者における主体的な取組を促進(受講団体:203団体)
18	教職員向け指導資料の配布等	東京都人権施策推進指針に基づき、性同一性障害者、性的指向など様々な人権課題に関する資料等を掲載した指導資料「人権教育プログラム(学校教育編)」を作成し、都内公立学校の全ての教職員に配布 都内の公立学校・幼稚園の教職員を対象とした研修等においても、性自認及び性的指向に関する人権課題を取り上げ
19	人権教育に関する教職員向け研修会等	毎年度実施している人権教育に関する研修会等において、性自認及び性的指向に関する内容の充実を図る 「性自認及び性的指向に関する職員向けのマニュアル」の活用
20	文部科学省通知に基づく配慮と、教職員研修への活用	文部科学省の通知等を基に、学校におけるトイレ、更衣室の使用、健康診断の実施等についての配慮事例をまとめた資料を、教職員対象の人権教育に関する研修において活用 服装、髪型、トイレ、呼称の工夫、体育等の授業、部活動、修学旅行等の様々な機会・場面において、性自認及び性的指向に関して困難を抱える児童・生徒へ適切に配慮
21	服務事故防止月間における校内研修・自己点検	全ての都内公立学校において、全教職員を対象に毎年度12月の服務事故防止月間に実施している校内研修及び自己点検の内容に、性自認及び性的指向に関する正しい知識を取り入れ
22	学校サポートチームによる相談等対応	東京都教育相談センターにおいて、いじめ、不登校等を理由とする悩みのほか、性自認及び性的指向で困難を抱える児童・生徒やその保護者等についても相談を受付 児童・生徒の様々な問題については、校内でサポートチームを組む等、柔軟に対応
23	啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の学校等への配布等	性自認及び性的指向を含む様々な人権課題を取り扱った啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、都内国公立学校PTA及び社会教育機関等を対象に、105,000部を配布 社会教育関係職員、社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習指導者研修を実施

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
24	職員理解 全職員への定期的な人権研修	全職員に対して定期的に人権研修を実施し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組を行う中で、性自認及び性的指向に関する内容を取り上げ、理解を推進(講師養成研修修了者:23名)
25	セクハラ防止基本方針への明記	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」に、「同性に対する言動も、セクシュアル・ハラスメントに該当すること」、「被害を受けた者の性的指向や性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、本方針の対象となること」を平成29(2017)年1月に明記
26	職員向け啓発資料の活用	職員向けの啓発資料「SOGIハラスメントについて知るBOOK」を作成・周知、研修等で活用
27	職員向け相談窓口	職員向けの相談窓口の設置(全庁、各局、東京都人材支援事業団相談室、外部弁護士) 組織内部に相談しづらい場合には、専門電話相談に相談可能
28	職員向けマニュアルの作成	「職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック」(R2.3)を作成・周知

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
29	庁内外の取組① 職員採用試験における性別記載の廃止	人事委員会が実施する東京都職員採用試験・選考において性別の記載を廃止(R2年度)
30	教職員採用候補者選考における配慮・性別記載の緩和	教員採用候補者選考においてトイレの使用箇所について配慮 受験に際し男女別を必要としない募集区分については、紙による申込は、性別の記載を求めないよう見直し
31	都立学校入学者選抜における配慮・申告する性に応じた受検の実施	都立高校の入学者選抜において、受検者からの申請に基づき、別室での受検や離れた場所にあるだれでもトイレの使用を認めるなどの対応 受検者が自認する性別により受検の申込等が可能
32	性的マイノリティを住宅確保要配慮者として位置付け	平成29(2017)年10月から、LGBTを含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を実施(R3.12末時点で41,278戸登録) 平成30(2018)年3月には、住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、LGBTを住宅確保要配慮者として位置づけ
33	民間住宅への入居支援	賃貸住宅への入居を支援する法人等(41社)と連携し、性的マイノリティの民間賃貸住宅への円滑な入居を促進
34	都営住宅への入居資格付与	人権を取りまく社会の動向等を踏まえ、管理制度等における取扱いについて検討(注:令和4年度都営住宅の使用者資格を改めるための条例改正を実施済)
35	公社住宅へ入居可能な仕組みの導入	令和2(2020)年10月から、友人同士など親族以外の単身者同士で入居可能となる「ルームシェア制度」(実績1件)を導入
36	都立病院における面会、医療同意における配慮	都立病院では、「患者権利章典」を制定し、患者本人の意思や価値観を尊重し、治療方法などを自らの意思で選択する権利を有すること等を掲げ、性自認及び性的指向に関する困難を抱える方についても等しく適用 例えば、面会者の範囲や患者が希望する手術等への同意者については、法的な親族に限定せず、患者自身が決定
37	都立病院における入院時の配慮	男女別病棟や多床病室への入院時、患者が当事者である場合には、本人の個別事情や希望に応じて、個室を利用してもらう等の配慮
38	都立病院における病院受付呼び出し時の配慮	外来受付での呼び出し時に、戸籍名ではなく受付番号での呼び出し、フルネームを言わない等の対応

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画に掲げる施策等の取組状況 ※実績は令和4年1月調査時点

	事項	概要
39	庁内外の取組② 避難所管理運営指針へのLGBT等の記載、トイレ及び更衣室等における配慮	東京都が区市町村に対して提示する「避難所管理運営の指針」(H30.3改定)において、「避難所では、様々な方が共同生活をするため、多様性を尊重する必要がある、男女双方の視点やLGBTの方の視点等がある程度予測しながら運営することが円滑な支援につながる」と記載 同指針の「トイレの設置」の項目において、「性的マイノリティ(LGBT)の方や、介護や育児等で異性介助を行う方のために、男女双方が利用可能なトイレを設置する」と記載
40	福祉施設職員への人権研修	福祉施設で勤務する職員に向けた人権研修において、性自認及び性的指向に関して困難を抱える利用者等へ適切な配慮が行えるよう、研修を実施(R3年度全10回実施:受講者1,404名)
41	里親への研修	性自認及び性的指向に関して困難を抱える子供たちが困り事に直面することが無いよう、里親に対する研修を実施
42	全庁横断会議の設置及び施策の進捗管理	平成30(2018)年10月に、性自認及び性的指向に関する施策を展開し、多様な性の理解の推進を図ることを目的に、各局の部長級で構成する「東京都性自認及び性的指向に関する施策推進会議」を設置(R3年度は1回実施し、担当課長会も2回実施) 上記会議の継続的な開催等により、庁内各局との総合的調整を行い、当事者の悩みや困り事を共有し、課題解決を図る各局における取組の進捗を把握し(調査実施:R4.1~2)、全庁で施策を推進
43	全庁横断会議への当事者・有識者招へい	当該会議では、必要に応じて性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者や有識者の方々を招へいし、意見を聴く機会を設ける等、本計画の内容、施策等について不断の見直しを図る 検証作業を通じて、都の性自認及び性的指向に関する施策、取組等を発展・深化
44	区市町村連絡会の設置及び情報提供・課題共有	東京都と区市町村間及び区市町村間相互の円滑な連携を図るため、「東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会」を設置(R3年度2回実施) 同連絡会を通じて、各区市町村が実施する取組に関する情報提供や課題を共有し、東京都と区市町村間及び区市町村間相互の連携を強化